環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を 改正する省令案に対する意見募集要項

平成 31 年2月

環境省大臣官房環境経済課環境教育推進室

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案について、広く国民の皆様から御意見をおうかがいするため、平成31年2月1日(金)から平成31年3月2日(土)まで、意見の募集(パブリックコメント)を実施いたします。

1. 意見募集対象

別添「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改 正する省令案 I

2. 意見募集期間

平成31年2月1日(金)~平成31年3月2日(土)まで(必着)

3. 意見の提出方法

[意見提出用紙]の様式

【件名】環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部 を改正する省令案に係る意見

※必ず上記の件名でお送りください。

[宛先] 環境省大臣官房環境経済課環境教育推進室

「氏名] (及び会社名/部署名)

[郵便場号・住所]

[雷話番号]

[FAX番号]

[御意見]

<該当箇所>(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規 則の一部を改正する省令案の〇ページ〇行目を明記してくださ い。)

<意見内容>(100字以内で記載)

以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1)電子メール:上記[意見提出用紙]の様式に従って、<u>必ずメール本文にテキスト形式</u>で記載してください(添付ファイルによる御提出はお受けできません。)。
- (2)ファクシミリ:上記[意見提出用紙]の様式に従って、A4サイズの用紙(1枚)に記載の上、提出してください。
- (3)郵送:上記[意見提出用紙]の様式に従って、A4サイズの用紙(1枚)に記載の上、

提出してください。封筒に赤字で「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案への意見」と記載してください。

4. 意見提出先

環境省大臣官房環境経済課環境教育推進室 宛て

- 〇電子メールの場合 sokan-kyoiku@env.go.jp
- ○ファクシミリの場合 03-3580-9568
- ○郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

5. 資料の入手方法

○インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口[e-Gov]

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=1951 80068&Mode=0

〇担当課において配布

場所:東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館25階 環境省大臣官房環境経済課環境教育推進室 (事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。)

※ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「環境保全活動、 環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方 針」については、環境省ホームページに掲載されておりますので併せて御覧ください。 (https://edu.env.go.jp/law.html)

6. 注意事項

- 〇必ず「3. 意見の提出方法」に基づき御意見を提出してください。
- ○直接持参又は電話での御意見の提出はお受けできません。
- ○御意見は、日本語で御提出ください。
- ○御意見の内容は、100字以内で簡潔に記載願います。
- ○御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- Oいただいた御意見については、住所、名前、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性のあることを御了承ください。
- ○意見募集要項に沿って提出されていない場合は、無効とさせていただきます。